

地域研究の行方

研究管理官 佐藤 明



平成7年に内閣府に設けられた地方分権推進委員会とそれに続く地方分権改革推進会議では、国と地方公共団体との役割分担、権限委譲や公共事業のあり方の見直し、市町村合併の推進方策等、地方分権に関する幅広い協議、提言がなされました。これらは、われわれを取り巻く研究環境においても国及び都道府県の林業試験研究機関等との連携のもとで進められてきた大型プロジェクト等の助成事業がなくなり、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業による競争的資金の研究が開始されたことなど、大きな変化をもたらしています。

一方、平成16年に前倒しで行われた総務省による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の中では、“地方組織の事務・事業の一元的実施などの見直し”や“地域拠点における研究のあり方について拠点の果たすべき役割等の見直し”等々、地方組織等を有する見直し対象独法の全てで、上記のような指摘がなされました。

こうした状況下で、地方における研究はどうあるべきでしょうか。総合科学技術会議は先日「科学技術政策策定の基本方針」を決定しましたが、施策具体化の主要検討項目の中に“地域科学技術の振興”を設け、（1）地域の経済活性化の中核となる産学官連携関係の形成、（2）中央のみならず、教育・研究・開発の現場に近い地方レベルの府省連携、自治体との連携の強化、（3）クラスター形成^{*}の中での地方大学の個性化、（4）地域における知識と人材の好循環メカニズムの形成を列記しています。地方でなく地域という括りで、クラスター形成を含めて、連携の強化というものを強く打ち出した方針といえるでしょう。

ところで、先の当所への勧告の方向性の中にある「試験及び研究業務の重点化」では、“地方でできることは地方にゆだねるとの観点で見直し”と記されています。これらをもとに地域研究の推進を考えるとすれば、まず、公立林業試験研究機関等との役割分担を明確化しつつ、林業研究開発推進ブロック会議を通じて公立林業試験研究機関等との連携・協力関係を強化すること、それとともに大学や民間等と連携しながら、必要に応じて地域における科学技術のクラスター形成に関わることとなると思います。

従って、次期中期目標下では、地方でできることは地方で、を念頭に置き、限られた地域だけに埋没することなく、異分野の動勢、他の地域、特に同じような自然環境、社会環境下の地域の状況を整理し、全国的視野で俯瞰的にわれわれに要請されているニーズを抽出して、それに沿って公立林業試験研究機関等との連携・協力を図りながら地域の研究を展開していくことになると考えます。このため、支所が核になるとしても、支所単独の課題ではなく、全所的な課題として幅広い視点から地域研究に取り組んでいくことになるはずです。

※近接した大学、研究機関、企業等が協調と競争関係の中で多層的なネットワークを形成し、イノベーション創出により地域の活性化を目指す。

[\[巻頭言\]](#) [\[解説シリーズ\]](#) [\[報告\]](#) [\[おしらせ\]](#)

[\[所報トップページへ\]](#)